

平成26年6月13日（金曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成26年第2回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 澁谷秀夫君 | 2番 | 赤間幸夫君 |
| 3番 | 櫻井靖君 | 4番 | 片山正弘君 |
| 5番 | 後藤良郎君 | 6番 | 小幡公雄君 |
| 7番 | 高橋幸彦君 | 8番 | 今野章君 |
| 9番 | 太齋雅一君 | 10番 | 色川晴夫君 |
| 11番 | 菅野良雄君 | 12番 | 高橋利典君 |
| 13番 | 阿部幸夫君 | 14番 | 櫻井公一君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | |
|----------------------|-------|
| 町長 | 大橋健男君 |
| 副町長 | 高平功悦君 |
| 総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 | 熊谷清一君 |
| 財務課長 | 舘山滋君 |
| 企画調整課長兼 企画調整班長 | 亀井純君 |
| 町民福祉課長 | 阿部利夫君 |
| 健康長寿課長兼 高齢者支援班長 | 本間澄江君 |
| 産業観光課長 | 阿部礼子君 |
| 建設課長 | 中西傳君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 安部新也君 |
| 水道事業所長 | 櫻井一夫君 |
| 危機管理監兼 環境防災班長 | 阿部祐一君 |
| 震災復興対策監 | 小松良一君 |
| 参事兼産業振興班長 | 伊藤政宏君 |

| | |
|-------------------------------|-------|
| 参事兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長 | 千葉繁雄君 |
| 参事兼建設班長 | 赤間春夫君 |
| 総務管理班長 | 太田雄君 |
| 教育長 | 小池満君 |
| 教育課長 | 櫻井光之君 |
| 代表監査委員 | 清野精維君 |

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 進 主 事 阿部友希

議事日程（第1号）

平成26年6月13日（金曜日） 午前10時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 6月13日から6月18日まで6日間
- 〃 第 3 諸般の報告
- 〃 第 4 陳情第 1号 子ども、子育て新制度についての陳情について
- 〃 第 5 報告第 1号 平成25年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 〃 第 6 報告第 2号 平成25年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 〃 第 7 報告第 3号 平成25年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 〃 第 8 報告第 4号 平成25年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 〃 第 9 報告第 5号 平成25年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
- 〃 第10 報告第 6号 平成25年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について
- 〃 第11 報告第 7号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について
- 〃 第12 議案第54号 松島町町税条例等の一部改正について（提案説明）
- 〃 第13 議案第55号 児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案

説明)

- 〓 第14 議案第56号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第15 議案第57号 指定管理者の指定について（提案説明）【高城コミュニティセンター】
- 〓 第16 議案第58号 大郷町の公の施設の設置に関する協議について（提案説明）
- 〓 第17 議案第59号 工事委託に関する協定の締結について（提案説明）
- 〓 第18 議案第60号 工事請負契約の締結について（提案説明）
- 〓 第19 議案第61号 工事請負契約の締結について（提案説明）
- 〓 第20 議案第62号 工事請負契約の締結について（提案説明）
- 〓 第21 議案第63号 工事請負契約の締結について（提案説明）
- 〓 第22 議案第64号 工事請負契約の締結について（提案説明）
- 〓 第23 議案第65号 工事請負契約の締結について（提案説明）
- 〓 第24 議案第66号 平成26年度松島町一般会計補正予算（第2号）について（提案説明）
- 〓 第25 議案第67号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）
- 〓 第26 議案第68号 平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）
- 〓 第27 議案第69号 平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）
- 〓 第28 議案第70号 平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）
- 〓 第29 議案第71号 平成26年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について（提案説明）
- 〓 第30 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 〓 第31 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 〓 第32 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 〓 第33 諮問第4号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〓 第34 諮問第5号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

- 〓 第35 諮問第 6号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
 - 〓 第36 諮問第 7号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
 - 〓 第37 諮問第 8号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
 - 〓 第38 松島町農業委員会委員の推薦について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第2回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町高城

外1名の皆様です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、8番今野 章議員、9番太齋雅一議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの6日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月18日までの6日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いいたします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第2回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただきまことにありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が7件、条例等が5件、工事委託に関する協定の締結が1件、工事請負契約の締結が6件、平成26年度補正予算が6件、諮問案件が8件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成26年3月5日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。3月5日に第1回松島町議会定例会を招集し、20日までの会期において、松島町景観条例の制定、平成26年度一般会計予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

3月12日には、埼玉県滑川町の吉田町長と金井塚議長が来庁され、松島町・滑川町相互交流宣言についてのお話を受けました。なお、調印式については、7月14日において当町を会場に開催を予定しているところであり、これに伴う必要経費を本定例会に上程しております。

3月17日には、一斉改選により昨年11月で退任された民生委員・児童委員の12名の方に対し、厚生労働大臣、県知事などからの感謝状を伝達いたしました。

3月29日には、松島“湾”ダーランドキックオフイベントが開催されました。なお、このイベントは県及び松島湾を取り巻く三市三町の間で共同宣言された松島“湾”ダーランド構想の一環で催されたものであり、当日は各市町の特産品の販売や特製鍋が観光客に振る舞われました。

新年度になりまして4月9日には、町内の各幼稚園、小学校及び中学校の入学・入園式が行われました。

4月15日には、村井県知事と松島水族館跡地利用について意見交換をさせていただきました。

4月17日には、第1回松島町議会臨時会を招集し、専決処分の承認等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

同日、東北メディカル・メガバンク事業概要説明会を開催し、東北大学東北メディカル・メガバンク機構の■■■■及び■■■■から説明を受け、議員の皆様方に機構が実施する健康調査等について理解を深めていただいたところであります。

4月25日には、松島町東北放射光施設誘致協議会設立総会を開催いたしました。なお、協議会では放射光施設の町への誘致を目指すとともに、勉強会や放射光施設見学会を通じて同施設に関する理解を深める活動を行っていくところであります。

4月27日には、文化観光交流館で松島笑タイム春祭りが開催され、約250人の客席からは最後まで和やかな笑いが続く笑タイムとなりました。また、文化観光交流館の特任館長として、落語家の六華亭遊花さんを任命したところであります。

5月9日には、行政区長会議を役場で開催し、復興関連事業の進捗状況等を説明し、また地域の状況等について意見・要望等をいただいております。

5月31日には、青柳文化庁長官が来庁し、現在大規模改修中の瑞巖寺を視察していただきました。

6月1日には、第54回町民ふれあいスポーツ大会を開催し、約400人の方に参加をいただき、ふれあいリレー及び各種スポーツに汗を流し楽しんでいただきました。

6月2日の松島区を皮切りに、町民懇談会を開催し、町が取り組む事業等について説明し、ご意見や地域からの要望等をいただいたところであります。

6月6日には、第1回松島町介護保険運営協議会を開催し、松島町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画について説明し、ご意見をいただいております。

6月14日には、本年6月7日をもって交通死亡事故ゼロの1年間の記録を達成したことから、その努力に対し、宮城県警察本部長から祝詞をいただいたところであります。この記録に満足することなく、町内の各団体の方々と協力し、町民一丸となってこれまで以上に安全・安心なまちづくりを目指していく決意を新たにいたしましたところであります。

次に、要望等でございますが、4月18日に櫻田文部科学副大臣に対し、東北放射光施設の建設実現についての要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

○議長（櫻井公一君） これで町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。3月24日、4月25日、5月22日に例月出納検査の報告をいただいております。

請願、陳情、意見書等の受理は6件であります。内容は記載のとおりであります。

国・県に対する要望等についてであります。4月18日に、櫻田義孝文部科学副大臣へ要望をしております。内容は記載のとおりであります。

会議等であります。3月5日の平成26年第1回松島町議会定例会を含め総件数82件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行です。5月1日にまつしま議会だより第118号を発行しております。議会広報発行対策特別委員会の皆様には、大変ご苦労さまでした。

委員会の調査についてであります。5月30日に第1常任委員会ですら所管の事務調査のため、JA仙台農作物直売所たなばたけ高砂店において、6次産業化の推進についてを調査しております。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告に入ります。報告につきましては、お手元に配付いたしました一部事務組合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会の報告とさせていただきます。

なお、3月定例会以降に開催されました一部事務組合等議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区環境組合議会、塩釜地区消防事務組合議会です。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 陳情第1号 子ども、子育て新制度についての陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、陳情第1号子ども、子育て新制度についての陳情についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） 陳情第1号子ども、子育て新制度についての陳情について

陳情者、仙台市青葉区中央4丁目3-28、宮城県保育関係団体連絡会、会長藤崎 隆。仙台市太白区鉤取御堂平38、全国福祉保育労働組合宮城支部、執行委員長佐藤博英。仙台市青葉区五橋1丁目5-13、宮城県社会保障推進協議会、会長刈田啓史郎。塩竈市花立町1-16、宮城県保育園経営勉強会、代表小幡正子。塩竈市錦町16-5、塩釜地域社会保障推進協議会、代表幹事斉藤規夫。

陳情の趣旨。国は、子ども・子育て支援制度を2015年4月に本格施行するとして新制度実施のための諸準備などを早急に進めるよう求めており、市町村は条例の制定や事業計画の策定なども含めて準備する必要があります。しかし、無理な日程で準備が進められれば、市町村における新制度の検討や住民の周知は十分になされず、保護者を初め関係者が疑問や不安を抱いたまま新制度が実施されることとなります。

幼い子供の命にかかわる制度の検討は、時間をかけて納得が得られるまで議論を尽くす必要があります。何より全ての子供に平等な保育の保障と子育て支援を行う観点から、格差を生じさせない仕組みづくりが重要です。

よって、新制度の検討並びに導入、実施に当たっては、子供の権利保障を最優先に考え、さらには当事者の意見を踏まえて十分な協議を行い、国に対して必要な意見表明を行うことを求めます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 朗読が終わりました。

お諮りします。陳情第1号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号子ども、子育て新制度についての陳情については、第2常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 報告第1号 平成25年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、報告第1号平成25年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第1号平成25年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の復興支援定住促進事業につきましては、申請者5名分の住宅の建築工事について年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに全て完了する見込みとなっております。

手樽地区復興まちづくり拠点施設整備事業及び松島地区復興まちづくり拠点施設整備事業につきましては、建設予定地における地権者等との協議に時間を要し、年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業につきましては、避難施設の規模等の検討に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区等復興まちづくり推進事業につきましては、道路・橋梁等の各種復旧・復興事業との事業間調整及び関係機関との協議調整に時間を要し、年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成26年9月下旬までに完了見込みとなっております。

本郷地区防災広場整備事業につきましては、関係機関との協議調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成26年6月下旬までに完了見込みとなっております。

松島海岸公園避難施設整備事業につきましては、国道45号拡幅工事との兼ね合いから年度内

完了が見込めず繰り越した事業であります。平成26年9月下旬までに完了見込みとなっております。

漁業集落復興効果促進事業につきましては、事業対象地の測量設計及び補償費調査等に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業（避難所、石田沢地区）、松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業（避難場所、三十刈地区）、松島東浜地区避難場所整備事業につきましては、事業用地の売買契約に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成26年9月下旬までに完了見込みとなっております。

漁業集落防災機能強化事業（手樽地区）につきましては、事業用地の補償調査業務に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

備蓄倉庫整備事業につきましては、建設予定地における地権者等との協議に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

旧庁舎解体事業、庁舎環境整備事業につきましては、年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成26年6月下旬までに完了見込みとなっております。また、庁舎松島駅連絡通路整備事業につきましては、年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成26年5月下旬に完了しております。

3款民生費2項児童福祉費の子ども・子育て支援新制度システム改修事業につきましては、子ども・子育て支援新制度に向けてのシステム改修内容が明確でなかったことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

6款農林水産業費3項水産業費の漁港海岸・海岸保全施設築造事業につきましては、測量設計業務に時間を要していることから年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

磯崎漁港共同利用施設復興整備事業につきましては、事業の調査測量業務について年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成26年6月下旬までに完了見込みとなっております。

7款商工費1項商工費の富山観音表参道環境整備事業につきましては、富山観音のトイレ設

置場所の調整に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であります、平成26年6月下旬までに完了見込みとなっております。

8款土木費2項道路橋梁費の道路維持工事につきましては、年度内完了が見込めず繰り越した事業であります、平成26年6月下旬までに完了見込みとなっております。

町道手樽富山駅線外道路整備事業、町道高城・松島線外道路整備事業、町道上竹谷・高城線外道路整備事業、手樽柿ノ浦地区避難道路整備事業、松島地区避難路整備事業、普賢堂外地区避難路整備事業につきましては、事業の調査測量業務及び用地買収について年度内完了が見込めず繰り越した事業であります、平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

高城・磯崎地区避難路整備事業につきましては、事業の調査測量業務について年度内完了が見込めず繰り越した事業であります、平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

道路舗装事業につきましては、年度内完了が見込めず繰り越した事業であります、平成26年6月下旬までに完了見込みとなっております。

5項都市計画費の根廻磯崎線道路築造事業（磯崎地区）につきましては、事業の調査測量業務及び用地買収について年度内完了が見込めず繰り越した事業であります、平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

6項住宅費の宅地かさ上げ等事業費補助金につきましては、申請者1名分の住宅建築工事について年度内完了が見込めず繰り越した事業であります、平成26年5月に完了しております。

災害公営住宅整備事業につきましては、宮城県との協定による事業完了が平成27年3月末であるため繰り越すものであります。

災害公営住宅整備事業（磯崎地区）につきましては、年度内完了が見込めず繰り越した事業であります、平成26年6月下旬までに完了見込みとなっております。

10款教育費2項小学校費の小学校太陽光発電蓄電池設置事業につきましては、実施設計業務及び小学校との機器設置場所の調整に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であります、平成26年12月下旬までに完了見込みとなっております。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業につきましては、水路・ため池等の災害復旧工事について年度内完了が見込めず繰り越した事業であります、平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、道路・橋梁・河川・漁港の災害復旧に係る災害復旧業務及び災害復旧工事について、資材確保、国等の関係機関との協議に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であります、平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

4項その他公共施設・公用施設災害復旧費につきましては、年度内完了が見込めず繰り越した事業であります、平成26年4月に完了しております。

以上で、一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

なお、災害公営住宅の40戸につきまして、宮城県においてことし2月に一度入札を行い不調となっており大変ご心配をおかけしておりましたが、このたび再度入札を行った結果、奥田建設株式会社が落札し、おかげさまをもちまして6月5日付で4億8,006万円で本体工事の契約締結となっております。また、電気設備工事、機械設備工事につきましては、引き続き発注することとしております。

工期につきましては、平成27年1月30日完成予定としております。

残り12戸の災害公営住宅の整備につきましては、町内の地元工務店等の協力を得ながら進めることといたしました。今後の工事の発注につきましては松島町で行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今、町長から報告いただきまして、鋭意努力しているということは十分にわかります。ちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、今町長の説明の中で27年3月と26年6月、26年9月、26年12月と、それぞれ完了見込みだというような、26年の部分は今取りかかっている部分だというようなことで、これも順調に終わってくればありがたいと。問題は27年度の工事がかなり多いんです。それで、ちょっと説明資料の中で提案理由書というのを見ると、13事業が27年度完了と、こうなっているわけであります。

そういう中で、いろんな事業がありますけれども、この道路の問題とかいろんなもので、果たして、理由の中で測量とそれから地権者との協議だというようなことがおくれの原因であるというようなことがありますけれども、努力している姿はわかりますよ。住民の皆様も一日も早くそういう話がやっぱり完了すると、いつごろから工事が始まるんですかということが、関心事だと思うんです。今、執行部では町民懇談会が行われております。そういう中で、そういう質問がよく出ると思うんです。そういう中で、改めてその道路の部分とかなんかの

地権者との話です。ほとんど決まればいいのですけれども、まだまだおけているというようなことがあれば、想像はつくのですけれども、こういった理由の中で、おけている部分はどこなのか。そういうところをご回答いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当の中西課長から答えさせます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 27年3月までかかるということで、今測量が大体終わりました、終わった部分で地元説明会も終わりました、用地の交渉に入っているという部分がございます。その中で、自宅がかかる部分については、これからやっぱりうちを新しく建てる、引っ越すという形がありますので、そういった部分では時間がかかるということで、今現在交渉中ということでございます。町のほうでも代替地を探したり、いろいろあっせんしたりしなければならぬ中で一応協議をしているという中では、半年あるいは1年、あるいは次の年にかかるだろうということで一応協議を進めているということでございまして、時間がかかるということがございます。

あとは、全体的には事業そのものが若干おくれぎみですので、用地立ち会いもちょっと時間がかかりますし、そういった中ではちょっとおくれぎみという中で全体がちょっとおくれぎみになっているということで、当初27年度までに全て完了ということで5年間ということではあるのですけれども、1年2年はもう少しかかるだろうと見ております。そういった事情が一番大きい理由と。

それからあと、地権者が反対者も一応何人かいらっしゃいますので、その部分のルートを変えるかどうか、または反対派の地権者がオーケーするかどうかという部分の交渉も今しておりますので、そういった中でもちょっと時間がかかっている部分がございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、用地について反対もあると、それから時間がかかっているというようなことがあります。それも聞いておりますが、そうすると27年度の見込みというようなことが書かれておりますけれども、その中でやっぱりおけると。今、課長がおくれる可能性があるというふうにおっしゃいましたのですけれども、その中で今後、この予算、私たちは事故繰越とかという話になるわけですけれども、そういう可能性は十二分あるというようなことでありますか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） あり得るだろうということで、私たちも努力していきたいと考えておりました、27年3月までに一応終わらせるという気持ちで頑張りたいというふうに考えています。

ただ、今言った事情もありますので、そういった部分も含めて一応町としてはやっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そうですね、本当に努力して行って、努力はしている。もう、本当にわかります。なお一層頑張ってくださいと思っておりますので、こびっと頑張ってください。いいですか。

○議長（櫻井公一君） 他に質問ございますか。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 先日、品井沼のほうに行こうと思って通ったのですけれども、あそこは大分工事が、しばらく通行どめになっていたのが云々だったのですけれども、それでちょっと調べましたら24年7月の臨時会で工事請負契約が締結されて、それであそこの看板を見ましたら年数が入っていない。日付は入っているのですけれども、それであと消したようなところも見受けたので写真を一応撮ってきましたけれども、この分はこの2年間で多分議会に何か報告されていると思うのですが、経緯をお知らせいただけますか。

○議長（櫻井公一君） 小幡公雄議員、一応確認のため場所はどこですか。

○6番（小幡公雄君） 失礼しました。一級町道根廻品井沼線道路災害復旧工事となっていました、議会だよりをさかのぼって見ましたら。その分だと思いますが。

○議長（櫻井公一君） 報告第4号に関係がありますが、報告第4号で再度質問されてよろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）では、そのときよろしくお願いします。

ほかにありますか。（「なし」の声あり）なしでよろしいですか。質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第6 報告第2号 平成25年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書
について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、報告第2号平成25年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第2号平成25年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1 款総務費 1 項総務管理費の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金につきましては、スプリンクラー整備を行う施設への補助金であり、年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で、介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。
2 番赤間幸夫議員。

○2 番（赤間幸夫君） 当該報告案件についてですが、実際のところここに掲げてある理由のとおり読ませていただければ、本来スプリンクラー施設は今すぐにでも施設内についていなければいけない施設として補助申請がされ、設置を見込んでやっておられたのではないのかなというふうに思うのですが、その辺の説明と現在の状況でお話しいただければと思うのですが。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当課長から答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） このスプリンクラーにつきましては、松島ケアハウスを予定しております。ケアハウスのほうは、当初からスプリンクラーの設備の義務はなかったんですけれども、今回法律が変わることを前提にスプリンクラーをつけるということになりまして、補助申請のほうをいたしております。それで、3月に内示が来ましたので、4月以降での工事ということで、千賀の浦福祉会のほうでも予算を計上されまして、今発注に向けて取りかかっているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2 番（赤間幸夫君） 今、事業者のお名前を出されているからですけれども、この案件はたしか記憶が確かであれば、23年度ぐらいに長崎県の老健施設があり、札幌で起きた老健施設を消防長がいち早くキャッチし、全国のこういった老健施設に対する有事の際の消防施設として一定の規定の条件というか、建築の床面積に応じた275平米以上だったと思うんですけれども、そういった対象面積に対して設置するよというふうにして各自治体に案内がされ、その案内でもって補助を施設から承って申請されているんじゃないかなと思うんです。そういった意味の施設構築であるとするならば、当然施設側にできるだけ早い時期に設置を望ま

れるようにというふうに行政のほうとしては後押しをするのが本来じゃないかなというところで再度お伺いしたいのですが、いつごろまでの完成見通しで施設側は見込んでおられるのでしょうか。教えてください。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 先日の評議委員会で、業者のほうの委託案件が出まして、早急に進めていきたいということでお返事のほうはいただいております。まだ具体的にいつまでに完成ということでの向こうからのお返事はいただいているところではございません。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 現時点でそういったことであるならば、一旦了承はしておきます。以上で終わります。

○議長（櫻井公一君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私の勘違いなのかどうか、前にこの予算の説明をいただいたときは、桜の家に対してのスプリンクラーの設置なんだというふうな説明をいただいたような気がして、私はそのつもりで今回の繰越明許も見てきたのですが、今のお話ですとケアハウスと、こういうことのようなんですが、その辺もう一度確認をさせていただきたいと思うんです。そこがそれでいいのかどうかです。

それから、当然スプリンクラーの整備を行うということであれば、事業者のほうから補助申請があつてなされるものだろうというふうに私は思うのですが、今の答弁を聞いていますと、評議委員会でこのごろ議論されているというような感じの答弁なわけでしょう。そうすると、この予算自体が何だったのかと。町がさっさと予算だけつけて、どこかやらないですかと、こういう予算だったのかというような気もするのですが、いかがなものなんでしょうか。何か評議委員会を今さらやっているということ自体がおかしいのではないかという気がするのですが。

○議長（櫻井公一君） それでは、場所の確認とそれらの経緯について答弁を求めます。本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 前回、補正でお示ししたときには、施設名のほうはお話ししていなかったと思います。それで、桜の家は大分……、ちょっと何年だったかが記憶、思い出せないのですが、桜の家も同じ補助金を使いまして、スプリンクラーのほうはもう設置してあります。

それで、評議委員会のほうは私の説明がちょっと不足したと思うのですが、評議委員

会のほうで業者を選定するということでの意見を出したのであって、事前に、この補助金をいただく前に、施設のほうからぜひスプリンクラーをつけたいということでのお話はいただいて、それで町のほうで申請しておりますので。説明が不十分で申しわけありませんでした。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ちょっと私のうろ覚えなので、桜の家だったのではないかという記憶だけで今お話ししているので確かではないのですが、そういう記憶だったので今質問させていただいたと、こういうことです。

ただ、いずれにしても、業者の選定をするにしても何にしても、いつなんですか、その会議があったのは。もう最初からおくれる予定でやっているという話じゃないですか。今ごろやっているというような感じの話ではどうなのかなという気がするので、いつごろやられたんですか。本来であればもう、25年度中にそういう話が当然されて、そして業者選定が終わって、入札の不調で繰り越さざるを得なかったと、こういう話でなるのならわかるんですよ。ところが、今業者の選定なんていうお話になったらおかしい話じゃないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ケアハウスの施設、福祉施設のほうで直したいということで、町として補助申請をして、内示が来たのが3月です。それで、3月で内示して決定してからでない業者の選定とかできないという仕組みなので、当然その前に選定とかできないということなので、決定して、3月に予算が通りました。繰り越しも一緒にしました。それで、その後には評議委員会という流れなので、順番が逆ということではできないので、別におかしくはないと思います。（「わかりました。そういうことであれば」の声あり）

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ただ、なお議運のときも、「これは桜の家か」と言ったときに、「桜の家」と答えたので、（「そうだよね」の声あり）その辺はきちっと整理しておいていただければなと思います。

他に質疑を受けます。ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第7 報告第3号 平成25年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、報告第3号平成25年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費

繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第3号平成25年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款事業費1項下水道建設費の国道45号下水道管移設工事につきましては、国道工事との調整に伴い繰り越しておりましたが、平成26年5月に完了しております。

松島地区外内水対策事業につきましては、小石浜地区の内水対策事業であり、実施設計業務について年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年1月下旬までに完了見込みとなっております。

3款災害復旧費1項公共下水道施設災害復旧費の公共下水道施設災害復旧事業につきましては、高城浜地区の災害復旧事業であり、用地買収及び工事等について年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で、下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） それでは、報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 説明を受けまして、小石浜は27年1月までに完了見込みですと。そのほかにいっぱいあるわけですね。それで、きょうラジオで聞いていたら、新潟の長岡が大雨で土砂、それから避難準備に入っているというような、ちょっとラジオで聞きました。そのように、今度は北海道もすごいと。この間は異常な暑さ、そして大雨。本当にもう日本全国どうなっているのかなというようなことで、今この下水です。復興事業のもとで、やっぱり議員の皆さんも心配している、職員の皆さんも心配しているのが大雨対策、雨水対策というようなことになっております。

それで、今までお聞きしまして、これもほとんど県との調整がおくれているというようなことの報告であります。小石浜のほうも、国道45号線をぶち抜いて向こうに行くのは県との調整がおくれていますよというような報告なのでありますが、ほかの事業も含めて、今県との調整というのはどのようになっておるのか。進んでいるのかどうかです。その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 水道事業所長から。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 県との調整はどうかということですが、県の調整窓口は基本的には県の下水道課でございます。そこを調整しながら、あとは県の都市計画課、文化財保護課とかいろいろあるのでございますが、現在文化財保護課との調整をしております。それが優先です。災害復旧もありますので、それをやっているということと、あと下水道事業は認可変更事業ですので、都市計画部が県の変更をかけていただかなければならないという部分と、下水の認可変更も同時作業で現在やっていますが、その変更がおり次第工事に着手できる段取りにしたいと考えています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） だから、今そういう調整とかなんかを図っているのはいいのだけれども、どのぐらい進んでいるのですか。本当にこの年度内で計画どおり進められるというようなことで、私たちは理解してよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 再答弁、櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 復興の話もしますが、災害復旧に関しましては、高城浜を今やっているわけでございます。ちょうどパレス松州のところで、パレス松州さんと用地交渉を現在しております。来週、理事長さんも来るといってお話をして、用地買収に向けて進めているところでございます。まずもって、土地を買えないと進まない事業でありますので、高城浜についてはそのようなことでございます。

あと、小石浜につきましては、小石浜沢川のほうをできるだけちょっと早く設計を急いでくれということで、あそこを最初かさ上げしたいというふうに考えているところでございます。

あと、そのほかちょっと議案にも関係してくるのですが、ほかの復興事業です。ほかの復興事業につきましては、現在精査中、設計中ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） あとの2問目の高城浜、それはどうなっているのですかという質問をしようかなと思ったのだけれども、今櫻井所長がおっしゃいましたので。

県との調整、文化財の調整と言いましたね。それで、幸い今度、県の下水道課、松島町の方が課長補佐になっている、課長かな。たまたま会ったんですよ、飯川君です。たまたま会いまして、「頼む、松島は本当に、あなたは一番松島のことをよく知っているんだから。下水のこと、雨水のこと、対策のこと、本当に町民もみんな困っているの、何とか、なお一層進捗上がるように頑張ってください」と。そうしたら、「頑張りますよ」というようなことを雑談の中で話をしましたのですけれども、そういう中で、やっぱりそういう人がせつ

かく担当者になったということでもありますので、どんどん行って、もうチャンスですよ。こういう人が担当で、もう管理職になっているんですから。そういうことを含めて、町長、副町長、どんどん行って。本当に雨水は切実な問題です。そういう中で、県庁に事あるごとにその担当課に話し合っていたらありがたいなと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思いますけれども、町長あれば。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 各ケースいろいろありますけれども、小石浜地区については用地補償とかそういったことはないもので、意見調整と、あとは業者に受けてもらえるかという部分がありますので、そこのある程度業者に受けていただければ、今年度になんとかできるのではないかなというふうに思っております。

ただ、ほかの地区で、用地が入る場合は、やはりその分は工程スケジュールになかなか見込めないところがありますので、ちょっとなところがあります。

それとあと、県の飯川さんが前は国際関係でロシアに連れて行ってもらったのですけれども、あの人が今度は下水道に行きましたので、常々彼もよく役場に顔を出したりして、震災復興関係では検討委員会の座長なんかも務められておりますので、その辺の事情はよくわかっていると思いますので、連絡をとりながらできるだけ速やかな復旧・復興ができるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め報告を終わります。

日程第8 報告第4号 平成25年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、報告第4号平成25年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第4号平成25年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の漁業集落防災機能強化事業（手樽地区）につきましては、昨年度繰り越した事業であり、事業対象用地の測量設計及び補償費調査等に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

高城コミュニティセンター整備事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、業者の資材調達がおくれ年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成26年6月下旬までに完了見込みとなっております。

6款農林水産業費3項水産業費の漁港施設機能強化事業（手樽地区）につきましては、昨年度繰り越した事業であり、地元漁業協同組合等との協議に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

8款土木費2項道路橋梁費の町道内町線・内町支線道路整備事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、関連他事業との調整等に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

ウォーキングトレイル事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、ほか事業との工程調整に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成26年6月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区避難路整備事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、調査測量業務に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

10款教育費4項社会教育費の埋蔵文化財包蔵地確認調査事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、東日本大震災によって被害を受けた個人住宅の新築建てかえ及び復興事業が計画され、確認調査が必要となった場合にその費用を公費で負担することから、事業が埋蔵文化財包蔵地内に計画された場合、文化財調査が支障とにならないよう速やかに対応するために繰り越す事業であります。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費につきましては、昨年度繰り越した事業であり、道路・河川の災害復旧に係る工事について、労務、資材確保及び地元住民等の関係機関との調整に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で、一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） それでは、改めてご質問させていただきますが、先ほど申しました根廻幡谷線ですか、あその道路について、しばらくかかっているなということで、議会だより

をさかのぼって見ましたところ、平成24年に議決されたやつでございまして、それであそこを通ったときに看板を見ましたら、いつまでの工期かなと思ったら、片方には「25年」というのが1つだけ入って「8月20日」。あと、なしの「6月30日」。それで、片方は年数が入っていないくて、結局入りと出口、両方側の看板を見たんですけれども。それで、片方は消したような跡があって、これはどうなっているんだろうなということで、この2年間の経緯等を知っておきたいなということがありますので、お知らせいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 中西課長から答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 根廻品井沼線の経緯ということで説明させていただきます。

当初契約が平成24年7月24日、5,670万円をもちまして町内の業者と契約をしております。もちろん議決案件ですので、議会にかけて契約をさせていただいているということでございます。

この工事につきましては、場所がご存じのようにJRの脇、隣接した町道ということで、踏切も1カ所あるということがございまして、大きくはJRとの協議に時間がかかったということが1つございます。それで一応工事のスタートがちょっとおくれたということがございます。

それから、全体といたしましては、地元業者の全体の工事が大きくなってきて、労務、資材等不足といった部分でおくれているということでございます。地元からも苦情がちょっと来ておりまして、チラシ等を配っていついつまで通行どめとか、そういった形をやってきたんですけれども、ちょっともう限界だろうという部分もありまして、それで4月から交互通行させるような形で信号機をつけて一応やらせていただきました。やっとな仮設の鉄骨の部分もとれまして、切り土の部分が終わりましたので、何とかかんとか早く進むだろうということで今考えております。

あとは、まだちょっと設計変更とか、今そういうやつとかを調整していきまして、ちょっと時間がかかるかなというふうに思っておりまして、いずれまた変更契約が必要になってくるだろうということで、また議会にお願いしなければいけないというふうに考えています。

そういう状況で大変申しわけなかったのですが、時間がかかっているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 経緯はよくわかりました。そういうことで事情はわかりましたけれども、工事期間とか、こういうものぐらいはちゃんと指示してやらせておけば、私が一々質問しなくとも済んだ話かもしれないですね。ここはなかったので質問する気になったわけなので、この辺の指導というのか、その監督というのか、そういうのは必要じゃないかというふうに思うのですが、お答えください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） しっかり指導してまいりたいと思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑を受けます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） それでは、私のほうからは繰越計算書についてちょっとお尋ねしてまいりたいと思うのですけれども、まずこの見方として、事故繰越ですからこれ以上動かないという前提で書かれているのでしょうけれども、支出負担行為の額とそれを内訳として次の欄に支出済と未済額というふうにして書かれていますね。それで、ちょっと私自身が勉強不足で申しわけないのですが、既収入の特定財源がある部分、3点ほど入っていますけれども、その辺ちょっと内容を教えていただけませんか。よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 財務課長から答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） まず、事故繰越は債務負担行為を起こしたと。そして、支出します。その残りがあります。それが繰り越しになるということです。

あと、財源に関しましては……、済みません。既収入特定財源の内容に関しましては、担当課のほうであとお答えさせますので、済みませんけれどもよろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、総務管理費の部分の漁業集落防災機能強化事業（手樽地区）については、補助事業の部分の国庫補助分の198万4,000円ということに入っているということでございます。

それから、松島地区の避難路整備事業については、震災復興の部分のお金が入っているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） もう1点、文化財のほうがありますよね。80万4,000円。

○議長（櫻井公一君） 文化財。小松震災復興対策監。

- 震災復興対策監（小松良一君） 松島地区避難道路整備事業、また埋蔵文化財包蔵地確認調査事業、これは復興交付金事業で採択になっております。これは、復興交付金がこの部分で充当されているということでございます。
- 議長（櫻井公一君） 赤間議員。
- 2番（赤間幸夫君） 了解いたしました。
- 議長（櫻井公一君） ほかにございますか。8番今野 章議員。
- 8番（今野 章君） 参考までにお聞きしますけれども、事故繰越がなお年度末までに終わらないケースというのは、想定されるのかされないのか。見ていると、まだこれも、先ほど色川議員も言っていましたけれども、27年3月末までというのが半数以上になっているということで、本当に年度末までに終わるのだろうか心配せざるを得ないような状況もあるのかなと思うのですが、そういうふうになった場合にはどういう手続が必要になってくるのか、その辺も含めて教えていただければと思います。
- 議長（櫻井公一君） 舘山財務課長。
- 財務課長（舘山 滋君） 基本的にそのようなことがないようにしたいとは思っていますけれども、ただ今回補正で上げているとおり、最初に予算を組む、それから繰越明許、事故繰越ということで、そこまでに完成しなかったら、そこで一旦終わりです。終わらなかったものに関しては、新たに予算を計上してやるというような形になります。
- 議長（櫻井公一君） 今野議員。
- 8番（今野 章君） そうしますと、一回その事業は一旦終了といいますか終わりの形にして、再計算して、残ったものを事業として新たに発注するという形になるんですか。そうすると、入札も含めて別業者で今度受け取って事業が始まると、再スタートすると、こういうことになっていくのかどうか。その辺どうなんでしょうか。
- 議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。
- 総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今言われたように、災害復旧ですと大体3年間、事故繰越含めて3年間ということで、終わらないということを前提でお話しさせていただきます。3年間で終わらないとすれば、そのできた分を一回出来高で精算すると。それで一回簡単に終わり。それで、残った分については新たな災害復旧、新たな手続を踏んで予算を計上し、そしてまた復旧に取り組むという形になるかと思えます。以上です。
- 議長（櫻井公一君） その業者の関係は。総務課長。
- 総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 業者も、新たな入札執行になりますので、

請け負っていただけるかどうかわかりませんが、新たな業者というふうになります。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） その場合における町側の予算計上上の財源構成というのはどのようなになりますか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 先ほどお話ししましたように、災害復旧ですと、これはあと国と県とかいろいろあります。その手続きが最初入っていきますので、財源も同じように、災害ですと国の国庫負担法に基づくやつです。そういう財源と、あと起債、そういうものが充当されてくるという形になります。あくまでも町も国とちゃんと手続きを踏んで、財源のルールもやって新たにスタートするという形になります。

○議長（櫻井公一君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 財源構成上は、国のほうの補助分とか県の分とかというのは基本的に組まないで、その自治体側の起債でもって起こして、それに後から後づけで入ってくる形等はないんですか。その辺の構成はどうですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 先ほどから言っているのは、これは災害復旧事業ですので、災害復旧は国庫負担法とかに基づきます。3年で一回閉めて終わって、新たな災害復旧の手続きをします。そうすると国費、そして裏については起債充当。こういう財源構成のもとで、新たにまた残事業について対応していくという形になります。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 今ので了解いたしました。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）なしの声がありますので、質疑なしと認め報告を終わります。

ここで議事進行上、休憩をとりたいと思います。

再開を11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第9 報告第5号 平成25年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、報告第5号平成25年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第5号平成25年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款事業費1項下水道建設費の松島町公共下水道事業認可変更設計業務につきましては、昨年度繰り越した事業であり、災害復旧事業及び東日本大震災復興交付金事業の決定、採択を見定める必要があるために年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年1月下旬までに完了見込みとなっております。

国道45号下水道管移設設計業務及び松島地区下水道復興調査設計業務につきましては、昨年度繰り越した事業であり、他事業との調整及び関係機関との協議に時間を要したために年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年1月下旬までに完了見込みとなっております。

3款災害復旧費1項公共下水道施設災害復旧費につきましては、昨年度繰り越した事業であり、他事業との調整及び関係機関との協議に時間を要したために年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成27年1月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で、下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。
（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第10 報告第6号 平成25年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、報告第6号平成25年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第6号平成25年度松島町水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費の国道45号普賢堂地区配水管移設工事につきましては、関係機関との協議に時間を要したため、繰り越した事業であります。

以上で、水道事業会計予算繰越計算書についての報告とさせていただきます。

- 議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。
（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、報告を終わります。
-

日程第 1 1 報告第 7 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

- 議長（櫻井公一君） 日程第11、報告第 7 号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 報告第 7 号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてご報告を申し上げます。

平成26年 1 月14日午後 3 時10分ごろ、町営バスが松島町高城字動伝 3 地内の町道本郷・手樽線から国道45号に右折する際、上り車線走行中の普通車と出会い頭に接触事故を起こし車両を損傷させました。

これに関して、車両修理費として相手方に対して損害賠償額39万438円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として平成26年 4 月23日専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

- 議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

11番菅野良雄議員。

- 11番（菅野良雄君） 和解が成立した日というのは、いつなんですか。

- 議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。阿部危機管理監。

- 危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 平成26年 4 月23日に和解が成立し、専決処分しております。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

- 議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、報告を終わります。
-

日程第 1 2 議案第 5 4 号 松島町町税条例等の一部改正について（提案説明）

- 議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第54号松島町町税条例等の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第54号松島町町税条例等の一部改正についての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行させるものについては専決処分しましたが、その他改正必要事項について改正するものであります。

主な改正内容であります。法人町民税につきましては、現行の法人税割の税率12.3%を9.7%に引き下げるものであります。これは国において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、この法人税割の引き下げ相当分を創設された「地方法人税」として賦課徴収し、地方交付税の原資にされるものであります。

軽自動車税につきましては、車両区分に応じて現行の税率を原則1.25倍または1.5倍に引き上げる改正をするものです。また、あわせてグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽4輪車等については、おおむね20%の重課を新たに定めたものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

提案理由書の次のページの条例に関する説明資料、これに基づきまして説明させていただきます。

まず、今回の条例改正は、地方税法の改正により第1条と第2条との条立てで改正を行うものであります。

第1条は、毎年の税制改正に伴うものでございまして、第2条は昨年9月定例会に提出し、議決をいただいた松島町町税条例の一部を改正する条例の一部について改正するための条例であります。

今回の条例改正の大きなものにつきましては、今町長が話したとおりの法人住民税の税割の税率の引き下げと、軽自動車税の税率の引き上げであります。これらにつきましては、後ほど説明させていただきますが、これら以外の改正項目につきましては、この資料に記載している税目の順で簡単に行わせていただきます。

まず、第1条松島町町税条例の一部改正の内容であります。

1ページから2ページにわたります個人住民税に関しましては、地方税法などの改正による

引用条項の変更や文言の整理、それから条例の性質を踏まえた条項の削除などを行うものであり、基本的に制度の変更はございません。

次に、2ページ及び3ページのところをお開き願います。

法人町民税であります。説明の順番が若干前後するところもありますが、まず2ページの第23条、3ページの第48条、第52条、これにつきましては、外国法人に対する課税原則について、現状において諸外国と異なり課税上のバランスを欠くなどの観点から、法人税法において外国法人に対する課税原則の見直しがなされたところであり、この法人税法の見直しに伴い地方税法も改正され、これにより本条例において外国法人の定義規定の明記や文言の修正、引用条項の追加等を行ったものでございます。

なお、本町には外国法人はありませんので影響はございません。

次に、第34条の4の法人税割の税率であります。これにつきましては6ページの資料で説明しますので6ページをお開き願います。

改正地方税法地方法人課税の偏在是正であります。まず、上の表の部分であります。これは基本的に地方消費税の税率が引き上がる中で、特に地方交付税の不交付団体と交付団体との間の財政力格差が拡大すると見込まれ、その対策としてかなり偏在性の大きい法人住民税法人税割について、地方交付税の減資化を図るというものであります。

その内容につきましては、その四角の中に入れてあるとおりでございますが、本町に関する税率につきましては、1の法人税割の税率の改正の市町村分のところであり、12.3%の現行税率を9.7%に、2.6%引き下げるものでございます。

この法人税割の引き下げと対となっておりますのが、2の地方法人税の創設であります。この新たに創設された地方法人税は国税となりますので、国のほうで賦課徴収することになります。またこれは、課税標準は法人税額となり、その税率は法人住民税税割の引き下げ分、都道府県分が1.8%、市町村分が2.6%、合わせて4.4%でありますので、この引き下げ分の4.4%が税率となるものでございます。

それから、地方法人税の税収分全額については、地方交付税の原資となり、地方に配分される仕組みとなっております。

次の表は、今お話ししたことを図解したものでございます。

一番下の四角の中は、法人税割引き下げによる影響見込み額を記載しております。ただ、この地方法人税は、本年10月1日施行、10月1日以後に開始する事業年度からの施行であり、実際に新たな税率が適用されるのは27年度以降となり、全てが新税率となるのは28年度とな

るものでございます。このため、ここに記載している数値は、この制度が平準化する平成28年度の見込み額であり、日本全国で6,000億円、松島町では850万円減額になる見込みでございます。この減額となった金額が、交付税の原資となるものでございます。

なお、このお金であります。地方にどのように配分されるかにつきましては、現時点の情報では次年度に示される予定であるということしかわかっておりません。

お手数ですが、3ページに戻ってください。

3ページの下段の固定資産税につきましては、従前非課税措置が講じられていなかった認定こども園等について、子ども・子育て支援法の施行日から非課税とするための引用条項の変更であります。

なお、この改正に伴う本町への影響はございません。

次に、4ページ及び5ページのところをお開き願います。

軽自動車税の見直しでございます。これに関しましては、5ページで説明させていただきます。軽自動車税の税率は、昭和59年に改正されて以降、据え置かれている状況でありましたが、今回の税制改正の中において自動車関連税制の抜本の見直しという中で、その税率が改正となったものであります。

まず、税率については、5ページの表に記載したとおりであります。その考え方につきましては、この表とこの表の下の文言で説明します。1つ目の丸のところ、2輪車の税率でございます。この表の第1号の原動機付自転車、第2号の軽自動車の欄内の2輪のもの、第3号の2輪の小型自動車該当しますが、これらの税率は平成27年度分から原則現行の1.5倍にするものであります。ただし、この1.5倍で2,000円に満たない場合は2,000円に引き上げるものでございます。

次に、2つ目の丸の①のところあります。3輪以上の軽自動車税率につきましては、第2号の3輪以上のものでございます。これらの税率につきましては、自家用乗用車は現行の1.5倍、これ以外は1.25倍に引き上げるものでございます。この引き上げについては、表の適用時期に書いてありますとおり、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けたものから新税率が適用されるものでございます。

次に、②についてでございます。軽自動車においてもグリーン化を進める観点から制度化されたもので、この表の重課分、重い税金をかける分に、数字に記載されている3輪以上の軽自動車について、最初の新規検査から13年を経過したものについて28年度からおおむね20%の重課を行うものでございます。

なお、ここで言う重課の対象となるものは、新たに取得されたものに限るものではなく、賦課期日現在13年を超えているものは、既に所有されている車も含め適用されるものでございます。

次に、3つ目の丸のところ、小型特殊自動車の税率は軽自動車等と均衡を失しないように定めるものでございまして、農耕用については現行の1.5倍に、その他のフォークリフトなどについては1.25倍に引き上げるものでございます。

なお、小型2輪以外の場合は、車検制度もないということもあり、3輪以上の場合と異なり新規取得、既存車にかかわらず、全て税率が平成27年度から引き上がるものでございます。そのかわり経年車重課は行わないというものでございます。

以上で、第1条の改正の説明を終わります。

引き続きまして、第2条の改正の説明をしますので、4ページの中段ほどをごらんください。

第2条の改正につきましては、法令改正の技術的なお話になり恐縮ですが、同じ地方税法や租税特別措置法などにつきましても、同じ条文が何度も改正されることがあります。そのため、以前に改正したものが、その改正が有効に施行される前にまた改正されることがございます。このような場合、つながりなどの関係上、以前に改正したものをさらに改正することが必要となるものでございます。

このようなことなどで、今回の第2条による改正は、昨年9月議会において議決をいただいた松島町町税条例の一部を改正する条例の一部分について、地方税法の改正などにより前年度改正したものをさらに改正するためのものでございます。

その改正内容につきましては、引用条項の変更や適用する法律名を明記したことなどがございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第55号 児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第55号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第55号児童公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について提

案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、復興交付金事業として整備を進めておりました2カ所の児童公園の工事が完了見込みとなりますので、町民の施設として供用開始をするため条例を改正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第56号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第56号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第56号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、高城コミュニティセンターの建設に伴い、本条例に当該施設を加えるため、所用の改正を行うものであります。

また、高城コミュニティセンターが高城公会堂にかわる地域コミュニティ活動の場として供されることから、高城公会堂を廃止するため所用の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第57号 指定管理者の指定について（提案説明）【高城コミュニティセンター】

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第57号指定管理者の指定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第57号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

高城コミュニティセンターの指定管理者の指定について、松島町高城区を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第58号 大郷町の公の施設の設置に関する協議について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第58号大郷町の公の施設の設置に関する協議について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第58号大郷町の公の施設の設置に関する協議について提案理由を申し上げます。

今回の公の施設の設置に関する協議につきましては、大郷町住民バスのバス停留標識物の設置に関するものであり、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第59号 工事委託に関する協定の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第59号工事委託に関する協定の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第59号工事委託に関する協定の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定につきましては、東日本大震災復興交付金事業の津波避難施設整備事業に係る高城地区津波避難施設建設工事を、仙台農業協同組合と工事委託協定を締結するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、危機管理監より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） それでは、工事委託に関する協定の締結について、資料に基づきご説明申し上げます。

3枚目をお開き願います。

高城地区津波避難施設建設に関する協定書でございますが、第3条の業務委託の内容でございますが、建物建設工事の請負契約から完成引き渡しに関する事項及び建設費用の精算業務並びに建物保存登記までの9項目でございます。

第4条経費の負担でございますが、総額6億3,380万円を区分所有割合に応じて町が40%、仙台農協が60%を負担することになります。ただし、町の負担は復興交付金相当額である2億4,620万円を上限とし、落札金額をもって清算いたします。

次のページをお開き願います。

第5条、第6条の専有面積及び共有面積については記載のとおりでございますが、後ほど図面により専有・共有部分を説明いたします。

次に、A3版の図面をお開き願います。

1枚目につきましては、全体配置計画図でございますが、既存の支店の裏の駐車場部分に新しい支店を建設し、奥の倉庫部分にAコープを建設する予定であります。なお、新しい支店が完成後に、既存の支店を解体する予定でございます。

2枚目をお開き願います。

1・2階部分の平面図でございますが、緑の着色部分が農協所有分で、ピンクが町所有分、茶色の部分が共有部分となります。1階につきましては、農協所有と共有部分であり、2階につきましては町と農協所有となります。

次のページでございますが、3階につきましては町所有分と共有部分となります。4階につきましては、農協において太陽光パネルを設置しますので、蓄電池室及び備蓄倉庫となります。

なお、工期については約1年を見込んでおります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第60号 工事請負契約の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第60号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第60号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、児童の遊び場、子育て支援の拠点施設整備とし

て実施する松島町児童館建設工事に関するものであり、去る5月15日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工期は平成27年3月20日であります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 工事の内容についてご説明させていただきます。

提案理由書の後ろの配置図を見ていただきたいと思います。

今回建設されるものにつきましては、概要、木造の平屋建てになります。建築面積が453.38平米、延べ床面積といたしまして399.87平米、整備全体面積が1,885.5平米となります。

次のA3版の資料を見てください。

平面図になります。ごらんとおりの間取りで今回建築させていただきます。ここに児童クラブ室1、2とあります。ここにおきまして、留守家庭学級を行っていくこととなります。

次のページが立面図になります。このような形の立面というような仕様で建設してまいりたいと考えております。

それでは、次に入札結果になりますが、入札結果はごらんの記載のとおりでございまして、予定価格1億6,289万3,000円に対しまして、落札が1億3,950万円。落札率が85.6%ということで鹿島道路株式会社北日本支店に落札いたしました。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第61号 工事請負契約の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第61号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第61号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する石田沢地区避難場所整備工事に関するものであり、去る5月15日に入札に付し、議案のとおり

請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、東日本大震災で津波被害を受けた松島地区を対象に、津波浸水区域の背後地に地域住民及び観光客等の安全を確保する避難場所整備として計画地の造成工事を行うものであります。

工期は平成27年3月31日であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第62号 工事請負契約の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第62号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第62号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する三十刈地区避難場所整備工事に関するものであり、去る5月15日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、東日本大震災で津波被害を受けた松島地区を対象に、津波浸水区域の背後地に地域住民及び観光客等の安全を確保する避難場所整備として計画地の造成工事を行うものであります。

工期は平成27年3月31日であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第63号 工事請負契約の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第21、議案第63号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第63号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する松島町防災まちづくり広場（三居山地区）整備工事に関するものであり、去る5月29日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、本郷区周辺の防災拠点施設としての防災広場整備として、計画地の造成工事等を行うものであります。

工期は平成26年11月28日であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第64号 工事請負契約の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第64号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第64号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する復興まちづくり支援施設（パノラマハウス）建設工事に関するものであり、去る5月29日に入札に付し、議案のとおり契約締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、西行戻しの松公園内に災害時の住民や来訪者等の安全確保とともに地域活力の復興に向けて復興まちづくり支援施設（パノラマハウス）の建設工事を行うものであります。

工期は平成27年3月20日であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第65号 工事請負契約の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第65号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第65号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、屋外多目的運動場建設工事に関するものであり、去る5月29日入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、現在閉鎖しているB&G海洋センタープールを解体撤去し、撤去後の跡地にゲートボール競技等スポーツ練習場として幅広く利用できる環境を整備するものであります。

工期は平成27年1月30日であります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、私のほうから詳細について説明させていただきたいと思っております。

まず、今回契約した屋外多目的運動場なんですけれども、A3版の資料の配置図と平面・立面図をご参照いただきたいと思います。

敷地の面積2,772.69平米ということで、ごらんの配置図のようになるということでございます。なお、今回隣接されております児童館もございまして、この駐車場につきましては双方仕切りを持つものではございませんで、その間には道路型のコンクリート側溝、450の側溝を敷設いたしまして、その上にコンクリートふたとグレーチングを用いまして自由に駐車場を利用できるような形をとりたいというふうに思っております。

それから、海洋センターのほうに入ってくる進入路の町道海洋センター線なんですけれども、これにつきましても児童館、それから多目的運動場、それぞれ接道要件を満たした形で接道をしているものでございます。

運動場に設置される屋根の高さということで立面・平面図をごらんいただきたいと思います。

まず、屋根の高さなんですけれども、右側のほうをごらんいただきたいと思います。高さ

は7メートル60センチメートルということで、屋根の構造は鉄骨に膜材を用いた構造で建築を予定しております。屋根材の膜なんですけれども、海洋センターに前に取りつけていた屋根のシートを想像なさるかと思いますが、今はああいったものは用いておりませんで、基本的には酸化チタン光触媒という、こういったコーティングをしたものです。これは何かというと、屋根についた汚れを紫外線を用いて分解して、雨が降ったときに流れ落とすということで、今松森とかそういったところにも多分多く使われている屋根の膜の構造になっております。こういったことによって、屋根の白さが長く保たれるものということで利用しております。

運動場につきましては、ゲートボールのコートが一面おさまる広さということで、左側の平面図をごらんいただきたいのですが、27メートルの22メートルということで、一番上側が線路側の方向、そして下の平面図と書いてあるほうが文化観光交流館のほうになります。これをもとにいたしまして、右側の立面図を見ていただきたいのですが、矢視立面図と書いてありますけれども、ちょっと聞きなれないかもしれませんが、左側の平面図のAの矢印を見ていただいて、文化観光交流館から見るとごらんのような形の建物ですよということです。Bの矢視立面図ということは、今度はグラウンドから見るとこんな形に見えますよということで示しているものでございます。

今回設置される運動場につきましては、隣接する児童館の子供たちも自由に利用できるような施設の運営を図っていきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、今回の工事の入札につきましては、条件つき一般競争入札により実施しております。公募に際しまして、2社から応募がありまして、入札に付して、記載のとおり株式会社鈴木工務店が落札しております。落札率は99%でございました。

以上で説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

次に、一般会計補正予算に入るわけですが、時間の運び上、ここで昼食休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） それでは、再開を13時といたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第24 議案第66号 平成26年度松島町一般会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第66号平成26年度松島町一般会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第66号平成26年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、6ページをお開き願います。

1款議会費1項1目議会費につきましては、東北放射光施設誘致調査特別委員会の調査に伴う経費について補正するものであります。

2款総務費1項8目企画費につきましては、4月25日に発足いたしました松島町東北放射光施設誘致協議会において、兵庫県佐用町にあります放射光施設SPRING-8の視察研修が決定され、さらに全町的な誘致活動の機運を盛り上げるためには未来を担う子供たちの関心度を高める必要性もあるとの協議会の意見を取り入れ、当該視察研修に松島中学校の生徒を同行させる費用として協議会に補助するため補正するものであります。

10目諸費につきましては、7月14日に開催予定であります埼玉県比企郡滑川町との相互交流宣言調印式典事業を開催することに伴い補正するものであります。

8ページにわたります。

18目復興推進費につきましては、三十刈地区避難施設の建築場所が決定したことに伴う建築設計業務及び磯崎字長田地区ほか4カ所の避難施設の用地測量設計業務について補正するものであります。

また、松島運動公園に建築する備蓄倉庫建築設計業務及び手樽地域交流センター等に建築する備蓄倉庫の敷地分割に伴う用地測量設計業務を補正するものであります。

11ページをお開き願います。

3款民生費2項6目子育て支援事業費につきましては、子育て支援に係る国及び県の財源を

活用し、子育て支援ガイドブックの作成、子育て支援センターで利用する遊具を購入するための経費を補正するものであります。

4款衛生費2項1目塵芥処理費につきましては、町民の利便性を図るため国民の祝日が月曜日に移動となった日の一般廃棄物収集運搬業務について補正するものであります。

12ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、品井沼農村改善センター調理室床下の漏水が確認されたことに伴い、給湯管及び床下等の改修工事が必要なことから補正するものであります。また、平成26年2月の大雪に伴い被害を受けた施設の再建、修繕及び撤去に対する補助金並びに直接支払い推進事業として松島町地域農業推進協議会への補助金について、平成26年4月1日付で内示があったことに伴い補正するものであります。

4目農地費につきましては、前年度まで実施してきました農地・水・環境保全向上対策事業の制度変更に伴い、新規対象地区が増加したことにより補正するものであります。

2項2目林業振興費につきましては、平成26年3月31日付内示にともない、緊急雇用創出事業を活用し、松島町内の山林等整備を実施するための経費を補正するものであります。

15ページをお開き願います。

8款土木費6項5目耐震対策緊急促進事業費につきましては、耐震改修促進法の改正に伴い、一定基準の不特定多数の者が利用する建築物で、耐震基準が既存不適格建築物について、平成27年末までに耐震診断が義務化されたことにより、要緊急安全確認大規模建築物として耐震診断を実施する費用の一部を助成するため補正するものであります。

17ページをお開き願います。

10款教育費4項1目社会教育総務費につきましては、青少年の防災教育の一環として、東日本大震災の経験から学んだことを生かすため、避難生活型の防災キャンプ推進事業を県委託事業として実施することから補正するものであります。

18ページをお開き願います。

6項2目幼稚園建設費につきましては、発注に際し再積算したところ、建設材料及び労務単価等が上昇していることに伴い、今回第五幼稚園建設工事費を補正するものであります。

11款災害復旧費1項2目農業用施設災害復旧費の品井沼（3）地区排水路災害復旧事業につきましては、東日本大震災に係る災害復旧事業の国庫補助事業として平成23年度に国から内示を受け、平成24年度に工事を発注し、平成25年度に繰り越しし工事を進めてまいりましたが、人材不足、資材不足及び天候不順等に伴い工事が一部しか完了できませんでした。国庫

補助金を受ける同一事業における国と地方との予算計上年度が異なる場合の会計の取り扱いについては、国の会計が優先されるとの宮城県の指導があり、国が予算措置した平成23年度から3年を経過した事業をさらに繰り越しはできないことから、平成25年度までに完了した箇所では事業を一旦打ち切りとし、残事業分について今回改めて予算を計上するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

11款地方交付税1項1目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、歳出補正予算に計上しました東日本大震災復興交付金事業及び災害復旧事業の一般財源負担分並びに保育料減免に伴う減収分等に対し措置されるものであります。

13款分担金及び負担金1項1目民生費負担金につきましては、平成23年度から3年間実施してきました保育料の震災減免について、国からの財政支援が見込まれることから今年度も延長するため減免減収分を補正するものであります。

15款国庫支出金2項1目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました子育て支援センター遊具購入費及び保育料の震災減免減収の一部に対するものであります。

3目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金及び耐震対策緊急促進事業費補助金につきましては、歳出でご説明しました要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業に対するものであります。

4目農林水産業費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました農業用施設災害復旧事業に対するものであります。

4ページをお開き願います。

16款県支出金2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました子育て支援ブックの作成経費に対するものであります。

3目衛生費県補助金につきましては、青年健康診査として実施しております18歳以上39歳以下の住民健康診査に対する財源として、平成26年4月4日付内示に伴い補正するものであります。

4目労働費県補助金につきましては、歳出でご説明しました緊急雇用創出事業に対するものであります。

5目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました大雪被害を受けた施設の再建等事業及び直接支払い推進事業に対するものであります。

7目土木費県補助金につきましては、歳出でご説明しました要緊急安全確認大規模建築物耐

震診断事業に対するものであります。

3項3目教育費委託金につきましては、歳出でご説明しました防災キャンプ推進事業に対するものであります。

19款繰入金2項4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました松島地区等避難施設整備事業及び備蓄倉庫整備事業に対するものであります。

21款諸収入5項2目雑入につきましては、歳出でご説明しました松島町・滑川町相互交流宣言調印式典事業に係る祝賀会負担金について補正し、農業用施設災害復旧事業の予算について改めて計上したことから減額するものであります。

22款町債1項4目教育債につきましては、歳出でご説明しました第五幼稚園建設事業に対するものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を増額するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、私のほうから皆さんのほうに、資料ということでA4版2枚つづりになりますが、松島町・滑川町相互交流宣言調印式典事業の案というものは皆さんの手元にあるかと思えます。これによりまして説明を申し上げさせていただきます。

まず、日時ですけれども、平成26年7月14日月曜日であります。時間は午後4時からということの予定であります。これは、滑川町のほうからバスでこちらのほうに来るということで、時間的にはそれなりの時間を要しますので、一応4時の予定ということでございます。

それから、場所はホテル松島大観荘であります。

それから、5番目の参加者でありますけれども、滑川町のほうでは記載しているとおおり、今のところであります、今調整中でありますけれども、町長、議長を初め記載のとおりで、大体派遣職員等も含めて60名程度、今の中で50名ちょっとかなというところで今調整しておりますが、大体60名程度になるのではなかろうかと思えます。松島町も同様に町長、副町長等々、議長等々、議員の皆様も含めまして大体80名程度であります。

なお、予算のほうにつきましては、75名で歳入歳出のほうを計上させていただいております。

それから、6番目の参加費、これは滑川町、松島町の個人負担の額についておのおの記載のとおりであります。松島町については、予算に絡むものとして歳入では皆さんの個人負担が3,000円。なお、歳出のほうでは歳入歳出合わせて全体で7,000で費用の計上をさせていただ

いております。松島町分の町として7,000で計上させていただいております。

7番は、調印式の流れを書かせていただきました。なお、今の予定でいきますと調印式の式典のほうと祝賀会、この場所は隣の場所で場所を分けてやるような予定で今のところおります。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 私のほうからは、補正関係の主要事業説明資料の1によりご説明申し上げます。

事業名につきましては、松島地区等避難施設整備事業であります。

事業の目的といたしましては、三十刈地区避難所の建設位置が確定したことにより、建築設計を行うものであります。また、長田・白萩地区につきましては、駐車場分として新たな造成と用地買収に係る測量設計業務であり、あわせて名込・三浦・古浦地区避難所の用地買収及び分筆登記のための用地測量を行うものでございます。

次に、主要事業説明資料の2によりご説明申し上げます。

事業名につきましては、備蓄倉庫整備事業でございます。事業の目的としましては、松島運動公園内に約500平米の備蓄倉庫を建設するための建築設計業務及び手樽地区交流センターほか備蓄倉庫建設に伴う用地確定のための測量設計業務を行うものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 建設課に係る補正につきまして説明させていただきます。

事項別明細書15ページの下側の6項住宅費5目耐震対策緊急促進事業費につきましては、主要事業説明資料3ページをごらんいただきたいと思っております。

事業の目的になりますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正に伴い、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断が平成27年12月末まで行うよう義務化されております。松島町においては、階数3以上かつ5,000平米以上のホテル1件が該当いたしますので、国県の補助制度を活用しながら対象事業者へ耐震診断費用を助成するものであります。

対象事業費補助金限度額につきましては、耐震診断対象面積が1万1,610.62平米となりますので、算定式により1,503万8,000円となります。国県町の合計の補助率が6分の5となりますので、補助金として1,253万円となり、事業者負担額は250万8,000円となります。また、耐震診断費用が補助金限度額を超えた場合の費用につきましては事業者負担となり、下回った

場合には補助率に基づき補助金が減額されるということでございます。

続きまして、事項別明細書19ページの11款災害復旧費 1 項 2 目農業用施設災害復旧費15節工事請負費につきましては、東日本大震災の災害復旧として品井沼（3）地区排水路災害復旧工事として残工事分を改めて補正するものであります。

主要事業説明資料の5ページをお開きいただきまして、添付しておりますA3版の資料の図面をごらんいただきたいと思っております。

品井沼（3）地区排水路災害復旧工事に関する図面となります。場所につきましては、赤丸で囲っております箇所、品井沼大橋の北側にある鶴田川沿岸土地改良区の施設である低地排水路でございます。全体の災害復旧工事として、延長が550メートルでございます。平成24年度に地元業者と契約し、平成25年度に繰り越しをして工事を進めてまいりましたが、人材不足、資材不足、天候不順などが重なり完了ができませんでした。550メートルのうち、左岸部84メートルについては25年度までに完了しており、契約変更して処理をしているところであります。国からの補助金が平成23年度予算として位置づけされており、3年を経過した事業のさらなる繰り越しはできないということですので、一旦打ち切りとし、新たに残りの部分の工事として災害復旧延長515メートルについて今回補正を計上させていただいております。

また、補正の金額になりますけれども、断面図をごらんいただきたいと思っております。当初黒色で描いてありますのり面の接続ブロックが被災を受けまして、当初3,097万5,000円で契約をしておりましたが、図面で赤で描いております底盤部分も被災を受けていることが判明いたしましたので、この部分も加えまして事業量が増加しております。それから、消費税が上がったということと、単価も上がっているということがございまして、今年度の単価で概算工事費を積算した金額が約6,000万円となりましたので、この金額を計上させていただいております。

また、工事発注につきましては、改めて入札を行うということになります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、私のほうからは教育委員会関係の補正予算について説明をさせていただきたいと思っております。

補正予算の18ページ、19ページ、6項2目幼稚園建設費について説明させていただきます。

お配りしております主要事業説明資料4をごらんいただきたいと思っております。

これに添付してあります計画平面図ですけれども、建築面積、床面積等につきましては変更

はございません。今回の幼稚園の建設事業につきましては、小学校の教室が手狭になってきているということ、いわゆる個別指導を要する児童がふえてきているということもあって、小学校の教室、図書室等の部屋の確保が大変難しくなっているということ、それから24年6月の保護者会からの要望もありまして、24年度から第五幼稚園建設に向けてさまざまな床面積の調整必要性、それから費用等について調査をまいりました。

これらに基づきまして、25年度に松島町長期総合計画に位置づけまして設計業務等の実施、そして26年度、今年度工事を実施するというところで、当初予算に予算を計上してまいりました。

この第五幼稚園の建設事業につきましては、発注に当たりまして、最終的に4月に消費税率見直しも含めた再積算をいたしましたところ、建築資材、それから労務単価につきまして大幅な引き上げがありました。当初から長期総合計画に計上した事業費内で何とか実施をしていこうということで建設に係る工期短縮も含めた調整、見直し、そういったものも実施してまいりましたがけれども、震災関連並びにこれら税率改正に伴う大幅な引き上げということで、積算単価の見直しが必要となったことから補正するものでございます。

今回、これらの積算につきましては、国道交通省所管の一般財団法人建設物価調査会というところで公表しております資料をもとにして再積算をしております。これらの公表されているデータにつきましては、特に国交省のほうでは被災3県のモニター調査なんかも実施しまして、建設工事の標準歩掛りも含めた労務単価、それから建設資材の単価、そういったものについての調査、公表を行っております。これらのデータをもとにいたしまして再積算し、今回の補正ということになりましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 終わりかな。議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第67号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第25、議案第67号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第67号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人

件費について補正するものであり、これらの財源を精査し一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第26 議案第68号 平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第26、議案第68号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第68号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正に伴う人件費について補正するものであり、これらの財源を精査し一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第27 議案第69号 平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第27、議案第69号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第69号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費について補正するものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第28 議案第70号 平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第28、議案第70号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第70号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正に伴う人件費について補正するものであり、これらの財源を精査し一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第29 議案第71号 平成26年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第29、議案第71号平成26年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第71号平成26年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴い職員の人件費を補正し、水道事業費用の総額を6億3,186万4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。日程第30、諮問第1号から日程第32、諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問であり、関連がございますので一括して諮問の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第30 諮問第1号から日程第32 諮問第3号

○議長（櫻井公一君） 日程第30、諮問第1号から日程第32、諮問第3号を一括議題とします。

諮問の朗読を省略し、諮問の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

桔梗元子氏は、東北学院大学に長く勤務され、総務部、就職部の要職を歴任され、その間東北地区私立大学就職問題協議会事務局長及び全国私立大学就職指導研究会副会長にも当たられました。また、平成11年10月から17年9月までは本町の教育委員を務め、教育の振興にかかわってこられました。

現在は、婦人防火クラブ本郷地区会長として地域の中で貢献されております。

同氏について、人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

雫石和男氏は、昭和48年4月に宮城県庁に入庁し、長く勤務され、北部地方振興事務所農業農村整備部長、農林水産部農村整備課長などの要職を歴任され、現在は測量設計会社の技術顧問として活躍されております。

小学校PTA活動や職場での管理者の立場としての経験を生かし、住民の相談に対応できる方であります。

同氏について人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

佐々木勝義氏は、昭和55年5月に宮城中央森林組合に入られ、森林活用課長、業務部次長などの要職を歴任され、松島第五小学校PTA会長や宮城県塩釜女子高等学校PTA会長にも当たられ、現在は本町の社会教育委員などを務めており、教育の振興に携わられております。

同氏について、人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしく願い申し上げます。

○町長（大橋健男君） 諮問第1号から諮問第3号の諮問の説明が終わりました。

これにつきまして質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ここで、諮問に対する意見の調整を行いたいと思いますので、暫時休憩します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午後1時30分 休 憩

午後1時36分 再 開

○議長（櫻井公一君） 再開いたします。

諮問に対する答申は、各諮問ごとに行います。

お諮りします。諮問第1号につきましては、適任と答申したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第2号についてお諮りします。諮問第2号につきましては、適任と答申したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第3号についてお諮りします。諮問第3号につきましては、適任と答申したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

お諮りします。日程第33、諮問第4号から日程第37、諮問第8号までは、松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについての諮問であり、関連がございますので一括して諮問の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第33 諮問第4号から日程第37 諮問第8号

○議長（櫻井公一君） 日程第33、諮問第4号から日程第37、諮問第8号までを一括議題とします。

諮問の朗読を省略し、諮問の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今回、委員の人選につきましては、前回と同様に条例の趣旨に沿い、公正中立の立場で客観的に入札及び契約事務手続の審査等を適切に遂行できる学識経験者を充てることとして、宮城県等の委員構成を参考にいたしまして、弁護士、大学教授、公認会計士、行政経験者の5名を推して議会のご意見をいただくものでございます。

諮問第4号の赤石雅英氏は、塩竈市において公認会計士として会計事務所を主宰しております。また、松島町入札監視委員会第1期目から委員を務めております。

諮問第5号の石垣政道氏は、松島町在住の元宮城県職員であります。また、松島町入札監視委員会第1期目から委員を務めております。

諮問第6号の泉田成美氏は、現在東北大学大学院教授の職にあり、同時に宮城県公共工事等入札契約適正化委員会委員及び国土交通省東北地方整備局入札監視委員会委員に就任しております。また、松島町入札監視委員会第1期目から委員を務めております。

諮問第7号の武田三弘氏は、現在東北学院大学教授の職にあり。また、松島町入札監視委員会第2期目から委員を務めております。

諮問第8号の豊田耕史氏は、仙台市において弁護士として法律事務所を主宰しております。また、松島町入札監視委員会第2期目から委員を務めております。

以上の5名を松島町の入札監視委員会委員に選任したいので、松島町入札監視委員会設置条例第3条第1項に基づきまして議会の意見を求めるものであります。

○議長（櫻井公一君） 諮問第4号から諮問第8号までの諮問の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ここで、諮問に対する意見の調整を行いたいと思いますので暫時休憩します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午後1時41分 休憩

午後1時49分 再開

○議長（櫻井公一君） 再開します。

諮問に対する答申は、各諮問ごとに行います。

諮問第4号松島町入札監視委員会の委員については、適任と答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号松島町入札監視委員会の委員については、適任と答申することに決定しました。

諮問第5号松島町入札監視委員会の委員の選任については、適任と答申したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 諮問第5号松島町入札監視委員会の委員については、適任と答申することに決定しました。

諮問第6号松島町入札監視委員会の委員の選については、適任と答申したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第6号松島町入札監視委員会の委員については、適任と答申することに決定しました。

諮問第7号松島町入札監視委員会の委員の選については、適任と答申したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第7号松島町入札監視委員会の委員については、適任と答申することに決定しました。

諮問第8号松島町入札監視委員会の委員について、適任と答申したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第8号松島町入札監視委員会の委員については、適任と答申することに決定しました。

日程第38 松島町農業委員会委員の推薦について

○議長（櫻井公一君） 日程第38、松島町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

ここで委員の推薦方法について調整を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午後1時52分 休 憩

午後1時55分 再 開

○議長（櫻井公一君） 再開いたします。

松島町農業委員会委員の推薦方法につきましては、指名推選としたいと思います。

それでは、議長より指名させていただきます。

只木幸子さん、赤間善弘さんの2名を指名します。

ここで、2名について1人ずつお諮りします。

初めに、只木幸子さんについてお諮りします。只木幸子さんを松島町農業委員会委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、只木幸子さんを松島町農業委員会委員に推薦することに決定しました。

次に、赤間善弘さんについてお諮りします。赤間善弘さんを松島町農業委員会委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、赤間善弘さんを松島町農業委員会委員に推薦することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、6月16日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 5 7 分 散 会